破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８４号
神奈川県中郡大磯町大磯2151番地７
破産者　岩切　紘治
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８６号
埼玉県さいたま市北区宮原町４丁目31番地18
破産者　株式会社モアーズ
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８８０号
埼玉県朝霞市大字下内間木1443番地
破産者　株式会社千木羅理研
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８８１号
埼玉県朝霞市大字下内間木1443番地
破産者　廣瀬電機工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６２号
埼玉県上尾市須ケ谷２丁目89
破産者　株式会社シーピーアール
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１８号
さいたま市桜区田島１丁目３番17―307号
破産者　有限会社ツボイ鋼業
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７１０号
東京都港区六本木３－４―35
破産者　株式会社センディング
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７１１号
東京都世田谷区深沢２丁目１－５―603
破産者　田代オリバーこと　ベレン　オリバー　オリベッティ
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８６号
山口県下関市長府浜浦南町11―９
破産者　河野　民雄
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２１号
札幌市東区北30条東２丁目３番16号
破産者　加藤　博進
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目16番25号
破産者　有限会社凌栄建装
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２号
長野県上田市中丸子1541番地１
破産者　有限会社イトウ商店
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７９８号
名古屋市西区こも原町143番地１号
破産者　株式会社ＫＩＺＵＮＡ　ｎｅｘｔ　ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２８号
和歌山市太田３丁目７番28号
破産者　有限会社オフィス高木
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０９号
岐阜市岩地１丁目６番13号
破産者　株式会社テラモト
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６４号
静岡県浜松市中区新津町413番地
破産者　株式会社シライ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県宝塚市伊子志１丁目６番37―303号
破産者　株式会社エヌ・アール・エス
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１２８０号
東京都港区港南５丁目５番５号
破産者　ユナイテッド航空貨物株式会社
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３号
千葉県成田市中台３丁目４番地（12棟406号）
破産者　由浅　季則
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県川越市大字下赤坂570番地４
破産者　株式会社日本機器
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１８号
神戸市西区櫨谷町福谷717
破産者　株式会社ペトロ・オリエンタル
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０８号
和歌山県有田市港町597番地
破産者　河合石油株式会社
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係